

平成22年稲敷市農業委員会第2回総会

〔2月25日〕

-
- 日程1 会議録署名委員の指名について
日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について
日程6 報告第5号 競売・公売等による売却のための農地の現況照会に対する回答について
日程7 報告第6号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査結果について
日程8 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
日程9 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について
日程10 議案第3号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について
日程11 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
日程12 議案第5号 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について
そ の 他
-

本日の会議に付した事件

- 日程1 会議録署名委員の指名について
日程2 報告第1号
日程3 報告第2号
日程4 報告第3号
日程5 報告第4号
日程6 報告第5号
日程7 報告第6号
日程8 議案第1号
日程9 議案第2号
日程10 議案第3号
日程11 議案第4号
日程12 議案第5号

そ の 他

出 席 委 員

1 番	松 田 守 君	1 7 番	澤 邊 雅 之 君
2 番	沖野谷 秀 雄 君	1 8 番	宮 本 善 助 君
3 番	飯 塚 幸 一 君	1 9 番	村 山 文 雄 君
4 番	千 勝 忠 君	2 0 番	坂 本 一 雄 君
5 番	保 科 進 君	2 1 番	山 田 重 一 君
6 番	川 島 昇 君	2 2 番	秋 本 精 一 君
7 番	高 須 一 郎 君	2 3 番	横 田 裕 康 君
8 番	篠 崎 惣 壽 君	2 4 番	加 納 昭 君
9 番	栗 山 文 雄 君	2 5 番	松 本 文 雄 君
1 0 番	濱 田 昭 一 君	2 6 番	沼 崎 享 君
1 1 番	吉 岡 一 仁 君	2 7 番	濱 田 孟 君
1 2 番	横 田 悌 次 君	2 8 番	青 宿 昌 夫 君
1 3 番	内 埜 新 也 君	2 9 番	鈴 木 重 義 君
1 4 番	野 口 隆 雄 君	3 0 番	黒 田 久 良 之 進 君
1 5 番	篠 崎 文 夫 君	3 1 番	高 城 貞 雄 君
1 6 番	古 澤 真 和 君	3 2 番	根 本 卓 明 君

欠 席 委 員

なし

出 席 説 明 員

農業委員会事務局長	内 田 和 雄 君
農業委員会事務局長補佐	永 長 妥 啓 君
農業委員会事務局係長	藤 枝 幸 江 君
農業委員会事務局係長	熊 田 和 郎 君

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

1月30日（土） 第12回あずま米産地づくり推進協議会生産者大会

於 マロードホテル成田

出席者 吉岡職務代理者

2月2日（火） 新・農地と担い手を守り活かす運動推進大会

於 笠間市公民館

出席者 加納会長、吉岡職務代理者、秋本委員、村山委員、内田事務局長

2月3日（水） 稲敷市地域水田農業推進協議会臨時総会

於 稲敷市役所東庁舎会議室

出席者 加納会長

2月19日（金） 稲敷郡全農業委員研修会

於 阿見町本郷ふれあいセンター

出席者 加納会長、吉岡職務代理者、以下委員16名
内田事務局長、永長事務局長補佐

2月25日（木） 戸別所得補償制度モデル対策説明会

於 稲敷市役所東庁舎会議室

出席者 農業委員（32名）

午後 3時04分開会

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、ただいまから、平成22年2月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は32名です。全員出席であります。よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は23番、横田委員、25番、松本委員、兩名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、本新、田1筆、1万4,985平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により譲渡するものでございます。詳細につきましては、農林振興公社と事務局が受人と面談により調査を行いました。調査の結果、お手元の報告書のとおり問題はないものでございます。

受理番号2番、六角字式番割ほか1地区、田8筆、計5,616平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により譲渡するものでございます。詳細につきましては、農林振興公社と事務局が受人と面談により調査を行いました。調査の結果、お手元の報告書のとおり問題はないものでございます。

受理番号3番、古渡字古渡、田1筆、3,143平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により譲渡するものでございます。詳細につきましては、農林振興公社と事務局が受人と面談により調査を行いました。調査の結果、問題はないものであります。

受理番号4番、押砂字上野、田3筆、計5,159平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により譲渡するものでございます。詳細につきましては、河内町役場において、農林振興公社と河内町農業委員会事務局が受人と面談により調査を行いました。調査の結果、問題はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定

による届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○**農業委員会事務局長（内田和雄君）** それでは2ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

この届け出につきましては、農地法の一部を改正する法律の施行に伴います相続等により農地の権利を取得したことの届け出で、農地の有効的な利用が図られるかを確認するものでございます。また、利用が図られないおそれがある場合は、農地のあっせん等を行うものでございます。

受理番号1番、柴崎字寄居ほか5地区、田12筆畑6筆計18筆、計6,488平方メートルについてでございますが、平成9年2月5日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の要望はないものでございます。

次、3ページをお開き願います。

受理番号2番、伊佐津字上宿ほか4地区、田6筆畑2筆計8筆、1万236平方メートルについてでございますが、平成21年10月16日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○**議長（加納 昭君）** これも報告事項でございますので、承認のほどよろしくお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○**議長（加納 昭君）** では、続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○**農業委員会事務局長（内田和雄君）** それでは、4ページをお開き願います。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。賃貸借権の合意解約4件でございます。

受理番号1番、町田字前田、田1筆、1,337平方メートルについて、賃貸人よりの要望により合意解約をするものでございます。

受理番号2番、稲波字北区、田3筆、4,094平方メートルについて、賃借人の経営規模の縮小により合意解約するものでございます。

受理番号3番、下須田字東、田1筆、842平方メートルについて、賃借人の経営規模の

縮小により合意解約するものでございます。

受理番号4番、下須田字新屋敷ほか1地区、田2筆、1,692平方メートルについて、これにつきましても賃借人の経営規模の縮小により合意解約をするものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

日程5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第4号 制限除外の農地の移動届出について議題といたします。

事務局より報告願ひます。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 次に、5ページをお開き願ひます。

報告第4号 制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、犬塚字新畑、畑1筆、20平方メートル、その他受理番号2番から受理番号9番まで計9筆、合計で366.01平方メートルについてでございますが、市道江戸崎113号線の拡幅工事用地、それと農業排水路用地として稲敷市へ所有権移転をするものでございます。なお、添付すべき必要書類等につきましては、事務局で確認をしました結果、問題はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

日程6 報告第5号 競売・公売等による売却のための農地の現況照会に対する回答について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第5号 競売・公売等による売却のための農地の現況照会に対する回答についてを議題といたします。

事務局の報告願ひます。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 6ページをお開き願ひます。

報告第5号 競売・公売等による売却のための農地の現況照会に対する回答についてでございます。

受理番号1番、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部より現況照会がありました、伊佐部字伊佐部、田4筆畑1筆計5筆、7,422平方メートルについてでございますが、照会の土地は、平成3年2月21日付で開発許可を受け、工場2棟、事務所1棟、居宅1棟が建築されています

ので、転用許可地でご報告をいたしました。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

日程 7 報告第 6 号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査結果について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第 6 号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査結果についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 7 ページをお開き願ひます。

報告第 6 号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査結果についてでございます。

9 ページをお開き願ひます。

江戸崎地区の名簿登載人数ですが、合計で戸数1,379戸、男性1,516人、女性1,183人で合計で2,699人でございます。

次に、10ページをお開き願ひます。

新利根地区の名簿登載人数ですが、合計で戸数1,031戸、男性1,054人、女性790人で1,844人でございます。次に、桜川地区の名簿登載人数ですが、合計で戸数802戸、男性902名、女性674人、合計で1,576人でございます。

次に、11ページをお開き願ひます。

東地区の名簿登載人数ですが、合計で戸数1,153戸、男性1,317人、女性817名、合計で2,134人でございます。

稲敷市全体で、戸数4,365戸、男性4,789人、女性3,464人、合計で8,253人でございます。

以上のとおり、平成22年1月29日に稲敷市選挙管理委員会委員長あてに提出をいたしました。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

今、報告が1から6までですけれども、何か質問等々ありましたら。

〔発言する者なし〕

日程 8 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） ないようですので、続きまして、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

なお、議事参与の制限に該当する案件がございますので、事務局は受理番号12番、13番、14番を除いて説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、12ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。売買10件、贈与2件、賃貸借権設定2件でございます。

受理番号1番、古渡字古渡、田1筆、3,143平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により取得し、農業経営の規模を拡大するものでございます。詳細につきましては、農林振興公社と事務局が受人と面談により調査を行いました。調査の結果、お手元の報告書のとおり問題はないものでございます。

受理番号2番、本新、田、1万4,985平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により取得し、農業経営の規模を拡大するものでございます。詳細につきましては、農林振興公社と事務局が受人と面談により調査を行いました。調査の結果、お手元の報告書のとおり問題はないものでございます。

受理番号3番、押砂字上野、田3筆、計5,159平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により取得し、農業経営の規模を拡大するものでございます。詳細につきましては、農林振興公社と事務局が受人と面談により調査を行いました。調査の結果、お手元の報告書のとおり問題はないものであります。

受理番号4番、六角字式番割ほか1地区、田8筆、計5,616平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により取得し、農業経営の規模拡大をするものでございます。詳細につきましては、農林振興公社と事務局が受人と面談により調査を行いました。調査の結果は、お手元の報告書のとおり問題はないものでございます。

13ページをお開き願います。

受理番号5番、浮島字妙岐、田1筆、674平方メートルについてでございますが、受人は親の代より渡人との所有権移転の登記をしないで耕作をしていましたが、今回所有権移転登記を行うものでございます。登記後も引き続き耕作を行うものでございます。担当委員の調査の結果は、お手元の報告書のとおり問題なしということでございます。

受理番号6番、柴崎字根古屋、畑1筆、453平方メートルについてでございますが、親の代より渡人より借りて耕作をしていましたが、今回自己名義にして耕作をするものでございます。担当委員の調査結果は、お手元の報告書のとおり問題なしということでございます。

受理番号7番、蒲ヶ山字辺田下、田1筆、1,612平方メートルについてでございますが、渡人は相続により取得しましたが耕作ができないので、規模拡大をしたい受入へ譲渡するものでございます。担当委員の調査結果は、お手元の報告書のとおり問題なしということ

でございます。

受理番号8番、堀川字舟戸、畑1筆、286平方メートルについてでございますが、申請地は居住地に隣接しているため、以前より借りて耕作をしていましたが、自己名義にして耕作をするものでございます。担当委員の調査結果は、お手元の報告書のとおり問題なしということでございます。

受理番号9番 八千石字八千石、田1筆、3,638平方メートルについてでございますが、都合により十数年前、農林振興公社を利用しまして親戚の渡人に所有権移転をしましたが、先祖からの土地であるため、このたび所有権を移転して耕作をするものでございます。担当調査委員の調査結果は、お手元の報告書のとおり問題なしということでございます。

14ページをお開き願います。

受理番号10番、堀川字柳浦、田1筆、1,743平方メートルについてでございますが、河内町内の農地とあわせて相続時精算課税を選択して後継者へ贈与をするものでございます。担当委員の調査結果は、お手元の報告書のとおり問題なしということでございます。

受理番号11番、結佐字上結佐、田5筆、7,410平方メートルについてでございますが、渡人は現在介護施設に入居しているため住所は違いますが、もともとは同一世帯でありまして、今回孫の受人に贈与をするものでございます。担当委員の調査結果は、お手元の報告書のとおり問題なしということでございます。

以上で、議案第1号の受理番号12番、13番、14番を除く説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明がございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

まず、受理番号1番、2番、3番、4番につきましては、農地保有合理化事業による所有権移転でございますので、事務局に報告願います。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、受理番号1番について調査の報告をいたします。1月18日に農林振興公社と事務局で受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。調査の結果、受人となる要件を満たしており、問題はないものであります。

受理番号2番につきまして調査の報告をいたします。1月8日、農林振興公社と事務局で受人と東庁舎会議室において面談を行いました。調査の結果、受人となる要件を満たしており、問題はないものでございます。

受理番号3番について調査報告をいたします。1月20日、農林振興公社と事務局で受人と東庁舎会議室において面談を行いました。調査の結果、受人となる要件を満たしており、問題はないものでございます。

受理番号4番について調査報告をいたします。1月18日に農林振興公社と事務局で受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。調査の結果は、受人となる要件を満たしており、問題はないものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、受理番号5番を野口委員より報告願います。

○14番（野口隆雄君） 14番、野口でございます。

受理番号5番について報告いたします。事務局の説明どおりで間違いありませんので、よろしくお願ひします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号6番を濱田委員より報告願います。

○10番（濱田昭一君） 10番、濱田です。

受理番号6番についてご説明いたします。受人、譲渡人ともいどこ同士で何ら問題ないと思います。あとは事務局のとおりで間違いないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号7番を栗山委員より報告願います。

○9番（栗山文雄君） 9番、栗山です。

この件につきましては、渡人から受人への売買ということなんですが、これは受人のほうはせがれさんとご本人、奥さんと3人で300日以上の毎日の農業をやっております方なので、間違いはございません。慎重審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号8番を川島委員よりお願ひします。

○6番（川島 昇君） 6番、川島です。

受理番号8番と10番について調査報告いたします。

受人、渡人双方に確認をいたしましたところ、議案記載のとおり間違いありません。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、受理番号9番を坂本委員より報告願います。

○20番（坂本一雄君） 20番の坂本です。

受理番号9番です。事務局の説明どおりで間違いありません。よろしくご審議のほどお願ひします。

○議長（加納 昭君） それでは、受理番号11番を私加納より報告いたします。

きのう、おとといですか、譲受人に直接会いまして話を聞いてまいりました。皆さんのところに報告書等々が回っていると思いますが、報告書どおりでありますので、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願ひしたく、ご審議のほうお願ひしたいと思います。

では、これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより受理番号12番、13番、14番を除く農地法第3条の規定による権利の設定、移転

の許可についてを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

本案は申請のとおり許可決定することにいたします。

では、受理番号12番、13番、14番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に22番、秋本委員が該当いたしますので、ここで22番、秋本委員の退室を求めます。

（秋本精一委員 退席）

○議長（加納 昭君） それでは、ただいま22番、秋本委員が退室いたしましたので、審議を始めます。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、14ページをお開き願います。

受理番号14番、神宮寺字平松、畑1筆、1,216平方メートルについてでございますが、以前より借り受けて野菜を栽培していましたが、規模を拡大するとともに自己名義にして耕作をするものでございます。

受理番号13番、神宮寺字町山、畑1筆、1,314平方メートルと受理番号12番、神宮寺字外馬場ほか2地区、畑3筆、計2,879平方メートルについてでございますが、取得を希望する受理番号14番は以前より耕作をしていましたが、今回規模拡大の目的に賃貸借権を設定して農業に従事するものでございます。賃貸借の12番、13番につきましては、期間設定いずれも5年で10アール当たり5,000円でございます。

受理番号12、13、14番の受人でございますが、新規就農者でございますので、本日午後2時より加納会長、吉岡職務代理者、秋本運営委員長、村山幹事長に出席をいただきまして、新規就農する受人を交え審査会を行いました。新規就農する受人は、昭和8年6月8日生まれの76歳で高齢ではあります。後継者の長男、50歳でございますが、現在会社に勤務をしていますが、今後休日には耕作の手伝いをしながら農業経営を取得したいそうです。また、証明が早期退職をして農業に従事する旨の誓約書が提出されています。新規就農する受人でございますが、平成6年から、当時から今回取得を要望しています申請地1,216平方メートルを借りて、低農薬有機栽培の野菜等の栽培を行い、現在は安定した収穫が得られているようでございます。このたび、近親者が勤務する東京都内の料理店にグループ販売を行うということで合意をいたしましたので、規模を拡大して農業経営を行いたいというものでございます。

経営面積は、取得する土地が1,216平方メートル、それと借り入れ地が4,193平方メートルの5,409平方メートルでございます。審査会の結果は、報告書のとおり許可相当であり

ます。

以上、受理番号12番、13番、14番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明がございましたが、調査委員の調査報告ですが、私加納がご報告いたします。

本日、2時より新規就農者に出席をいただきまして、私と吉岡代理と秋本運営委員長と村山幹事長と4人で営農計画等々いろいろお話を聞きました。現在、借り受けた畑1反2畝等に低農薬有機栽培の野菜を栽培しまして、写真等々もついて、きれいに豆等がつくられている様子が写真等々に載っております。ほぼ安定した収穫が得られるようになったそうです。平成6年から十四、五年営農しているわけですけれども、ようやく安定した収穫ができるようになったそうです。今後、規模を拡大して、後継者の長男さん等々が本格的に農業経営を行うということで意欲があるということでもあります。76歳ということで高齢ではありますが、後継者がその後を継いでやるということでもありますので、問題はないということでもあります。よろしくご審議のほうお願いしたいと思います。

それでは、これで質疑を受けます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより受理番号12番、13番、14番の農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたします。

審議が終了しましたので、22番、秋本委員の入室を許可いたします。

（秋本精一委員 復席）

○議長（加納 昭君） ただいま22番、秋本委員が着席しましたので、審議を続けます。

日程9 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、15ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、伊佐津字寺台、畑5筆、計1,899平方メートルについてでございますが、ここで、議案書の転用目的の変更前、変更後の用途のところで、土砂搬出用通路に訂正をお願いいたします。

この土砂搬出用通路として一時転用の許可を得ていましたが、販売量の減少により工期までに完成することができないため、採取期間の延長が決定されました。このため、土砂搬出用道路の一時転用を1年間延長するものでございます。2月23日、調査委員と事務局で現況調査を行いました。調査の結果、お手元の報告書のとおり問題なしということでございます。

以上、議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明がございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○10番（濱田昭一君） 10番、濱田です。

ただいま議案第2号についてご説明いたします。

事務局説明のとおりで何ら問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程10 議案第3号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第3号 農地法第3条に係る買受適格証

明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 16ページをお開き願います。

議案第3号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてでございますが、受理番号1番、2番、3番についてでございますが、この物件は農業経営基盤強化法に基づく賃貸借権の許可地であることと、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部の期間入札の公告の特記事項の中で、賃貸借期間が満了する平成24年3月31日までは、買受適格証明が現賃貸人・賃借人以外の農業者に発行されないことになると記載がされています。また、農地法の第3条第2項で、小作農以外の者に対して所有権を移転するときは、その同意した旨が書面で明らかであるものについて、所有権を取得できるものとあります。今回の申請されました買受適格証明願には、小作人が同意した旨の書面が添付されていないものであります。

以上のことにより、調査報告書には不許可でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま、事務局の説明がございましたが、これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は、事務局報告のとおり証明書の交付をしないことに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は証明書の交付をしないことに決定いたしました。

日程 1 1 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 17ページをお開き願います。

議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）でございます。

受理番号1番、伊崎字五軒谷ほか1地区、田4筆、計1万9,409平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者の経営面積は356アールで、認定農業者でございます。

受理番号2番、鳩崎字新田、田3筆、計1万1,129平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間3年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者の経営面積は154アールでございます。

受理番号3番、南太田字上、田1筆、計3,200平方メートルについてでございますが、新規で、利用目的稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者の経営面積は367アールでございます。

受理番号4番、阿波崎字北須賀ほか3地区、田4筆、計1万651平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間5年、小作料10アール当たり現金2万6,000円でございます。設定を受ける者の経営面積は274アールでございます。

受理番号5番、町田字函場、田4筆、計9,342平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者の経営面積は1,031アールで、認定農業者でございます。

18ページをお開き願います。

受理番号6番、上之島字上ノ島ほか1地区、田12筆、計1万3,247平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間3年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は343アールでございます。

受理番号7番、上之島字上ノ島、田3筆、計9,775平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間3年、小作料10アール当たり、ここで議案書の訂正をお願いいたします。玄米2俵でございます。設定を受ける者の経営面積は1,868アールで、香取市の農業生産法人でございます。

受理番号8番、上之島字上ノ島ほか1地区、田11筆、計2万8,620平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間3年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は1,868アールであります。香取市の農業生産法人でございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

日程 12 議案第 5 号 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第 5 号 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 19ページをお開き願います。

議案第 5 号 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付についてでございます。

13番の贈与者が昨年死亡しており確定しましたので、削除をお願いいたします。

この納税猶予継続届け出につきましては、租税特別措置法第70条の4、農地等の贈与税制度、農地等の生前一括贈与でございます。この制度は、農業を営んでいた個人が、生前に推定相続人の1人に農地等を一括して贈与をした場合に、その贈与税の納税について贈与者の死亡のときまで猶予する制度でございます。

納税の猶予を受けている農地等の譲渡、貸与、また耕作をしていないなどの場合は猶予されている納税額を納付することになります。これにつきましては、3年ごとに継続届出を税務署に提出するものでございますが、その添付書類で農業委員会から発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」が必要となります。

平成21年12月31日現在の贈与税の納税猶予制度の適用者は54名で、そのうち今回継続届出を提出する適用者は、議案書に記載してあります18名でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明がございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

では、ナンバー1番から。

青宿委員から。

○28番（青宿昌夫君） 28番、青宿です。

きのう、2月24日に、申請人本人に確認をいたしましたところ、現在耕作しているというところでございますので、何ら問題ないかと思えます。所有者のおばあちゃんは現在92歳ぐらいになりましょうか、大分高齢者が92歳ということでございました。

以上です。

○議長（加納 昭君） ナンバー2番、村山委員、どうぞ。

○19番（村山文雄君） 19番、村山です。

ナンバー2について説明いたします。

過日、2月18日に本人に会いまして確認いたしました。これの担当は私のお預かりの区でございまして、それで電話をしまして、畑の一部に耕作放棄地がありましたが、今回そのように更新をしまして、本人もやりたい気持ちだということでこのナンバーに入れたところですよ。

○議長（加納 昭君） では、ナンバー3番、横田委員。

○23番（横田裕康君） 23番、横田です。

3番を説明します。

2月21日に、一括贈与をいたしました親子である申請人宅を訪問いたしました。耕作の状況を確認をいたしましたところ、昨年は、中山字山下の田369平米が条件が悪くて休耕いたしました。ことしは耕作をするということに約束されましたので、報告をいたします。

○議長（加納 昭君） では、4番、栗山委員、お願いいたします。

○9番（栗山文雄君） 9番、栗山です。

4番の申請人、私の同級生であります。この人、今までどおり、おじさんとか親から受け継いだものをそのままつくっていくということで確約していただきました。それと5番の申請人、これは学校の教諭をやっておりますが、やっていくということで、これも確認してまいりました。それで、何の問題もないと思えますが、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、沼崎委員。

○26番（沼崎 享君） 26番、沼崎です。

本日、6番の贈与者のところに行って確認してまいりました。贈与者のお嬢さんが相続人です。田畑等が6筆ありましたが、すべて農地として使用しております。これからもやっていくということでございますので、間違いがないと思えます。

○議長（加納 昭君） では、ナンバー7番から10番まで、川島委員、お願いします。

○6番（川島 昇君） 6番、川島です。

ナンバー7からナンバー10まで、さる24日に耕作していることを確認いたしました。ご報告いたします。

○議長（加納 昭君） では、ナンバー11番を山田委員。

○21番（山田重一君） 21番、山田です。

11番について説明いたします。

2月20日の日に本人をお話をしてまいりましたところ、全耕地を耕作しているということ
を報告を受けましたのでよろしくお願ひいたします。

○議長（加納 昭君） ナンバー12番を千勝委員。

○4番（千勝 忠君） 4番、千勝です。

ナンバー12番を報告させていただきます。

現在も耕作して、耕作放棄地などがあるようだけれども今後は耕作するということ
ですので、よろしくお願ひします。

○議長（加納 昭君） では、ナンバー14番を坂本委員。

○20番（坂本一雄君） 20番、坂本です。

ナンバー14番について、2月18日ですか、確認いたしましたところ、家族で農業を営ん
でいます。間違いはございません。

○議長（加納 昭君） では、ナンバー15番、高城委員、説明願ひます。

○31番（高城貞雄君） 31番高城です。

ナンバー15番について説明いたします。

2月18日に電話をもらったんですが、間違いなくやっているということで、確認しまし
た。よろしくお願ひします。

○議長（加納 昭君） じゃ、ナンバー16番から19番まで、根本委員。

○32番（根本卓明君） 32番、根本です。

ナンバー16から19番ですが、それぞれ耕作をしているということの確認を受贈者から2
月20日に行い、問題ありませんでしたのでご報告いたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を
行っている旨の証明書」の交付についてを採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいた
だきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成22年度2月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞さまでした。

午後 4時00分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭

23番 委員 横 田 裕 康

25番 委員 松 本 文 雄